

仲裁手続への民事訴訟法及び旧訴訟物理論の適用の可否

【文献種別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成30年8月1日
【事件番号】 平成30年（ラ）第817号
【事件名】 仲裁判断取消決定に対する抗告事件
【裁判結果】 原決定取消し・仲裁判断取消申立て却下
【参照法令】 仲裁法10条・25条・26条・44条、民事訴訟法246条
【掲載誌】 金判1551号13頁

LEX/DB 文献番号 25561452

事実の概要

本件は、Xと特許クロスライセンス契約（以下、「本件CL契約」とする）を締結していたYが、Xに対し既払ロイヤルティの返還を求めて仲裁手続を申し立てたところ、仲裁廷がYの申立ての主要部分を認める旨の仲裁判断（以下、「本件仲裁判断」とする）をしたので、Xが、仲裁法44条1項4号、5号、6号、8号所定の取消事由があると主張して、本件仲裁判断の取消しを求めた事案である。

本件CL契約では、本件CL契約に関する紛争は日本商事仲裁協会（以下、「JCAA」とする）の商事仲裁規則（以下、「JCAA規則」とする）に従って、東京都で仲裁により解決する旨の仲裁合意が付されていた。また、Xの特許を使用する他の第三者（Yの最大の競合先であるA）と比べてYが不利にならないように、Xが第三者との間で裁判に従事しなければならないこと（以下、「裁判従事条件」とする）、従事しなかった場合には、Yはロイヤルティを支払う義務を免れること、及び、第三者とYとの有利不利を比較する手法等が定められていた。

原審（東京地決平30・3・28金判1551号24頁）は、本件仲裁判断が、裁判従事条件が履行されたかどうかの判断にあたり、同契約の「YがAに関し、重大に不利ではないことを確保するため」という文言について判断していないことは、民訴法338条1項9号の場合に相当し、仲裁法44条1項8号の取消事由が認められるとして、本件仲裁判断の取消しを認めた。

これに対し、Yが抗告。抗告審においてXから、

本件仲裁申立てにおいてYは債務不履行に基づく損害賠償を請求していたにもかかわらず、本件仲裁判断が不当利得を理由として既払ロイヤルティの返金を命じた点は処分権主義違反であって、仲裁法44条1項4号、5号、6号、8号違反がある、との主張がなされた。

決定の要旨

原決定取消し、仲裁判断取消申立て却下。

1 仲裁判断の取消事件における審理・判断の方法について

「仲裁手続の法令違反があったかどうかの判断基準は、日本の民事訴訟法ではなく、仲裁法及び同法26条の当事者が合意により定める手続準則（本件においてはJCAA規則）である。仲裁手続が仲裁地の民事訴訟法に違反していることは、それだけでは仲裁手続の法令違反（仲裁法44条1項6号）には当たらない。民事訴訟法は、仲裁廷が行う仲裁手続には、適用も準用もされないからである。」

わが国の仲裁法は、仲裁廷が行う手続には民事訴訟に関する法令の規定を準用するという規定を置かないという方針に従って成立した（仲裁法10条参照）のであるから、「わが国の民事訴訟実務における旧訴訟物理論や弁論主義……に違反する仲裁手続や仲裁判断があったとしても、そのことを理由として仲裁判断を取り消すことはできない。」

仲裁法44条1項4号・5号の解釈基準は、民

事紛争解決手続において守るべき基本原則の国際標準が基準となり、現時点においては、同法 25 条の規定が実質的に保障されていたかどうかの基準となる。実質的に保障されていたかどうかの判断は、法律家の英知と良識に委ねられている。

「例えば、申立ての範囲を超えるかどうかの判断は、わが国の民事訴訟法における旧訴訟物理論のような細かい議論で決まるのではなく、紛争の経済的実態と当事者の主張から画される合理的な枠を超えていないか、不意打ちになっていないかどうかによって画される。」

2 Xによる処分権主義違反の主張について

上記Xの主張は、「日本の民事訴訟手続におけるいわゆる旧訴訟物理論を前提とするものである」。「しかしながら、仲裁廷が行う仲裁手続には、民事訴訟法や旧訴訟物理論は適用されない。仲裁法 44 条 1 項 5 号に規定する『申立ての範囲』は、申立てを基礎付ける請求の法律構成の観点からは、仲裁申立〔原文ママ〕において主張された経済的社会的な紛争の事実から合理的に予測される範囲内の法律構成によるものであれば足りる。本件においては、2011 年（平成 23 年）分までの既払ロイヤルティの返還義務の有無が経済的社会的紛争の主要な内容である。返還義務を根拠づける法律構成が日本法の債務不履行による損害賠償であろうが、不当利得であろうが、いずれも経済的社会的紛争の内容から容易に導き出せるものであるから、仲裁法 44 条 1 項 5 号に規定する『申立ての範囲』を超えるものではない。」（強調、筆者。）

3 原決定について

原決定は、本件仲裁判断が、「YがAに関し、重大に不利ではないことを確保するため」について判断していないことが、民訴法 338 条 1 項 9 号に該当し、公序違反（仲裁法 44 条 1 項 8 号）として仲裁判断の取消事由になるというが、「仲裁廷の行う仲裁手続に日本の民事訴訟法を適用することは、誤りである」。

判例の解説

一 本決定の意義

本件では、Xから、本件仲裁判断は「申立ての範囲」（仲裁法 44 条 1 項 5 号）を超えるものである

と主張されたことや、原決定が、本件仲裁判断は民訴法 338 条 1 項 9 号に該当し、公序違反（仲裁法 44 条 1 項 8 号）として取消事由が認められると判断したこと等から、仲裁手続に民訴法（及び民事訴訟手続における諸原則）が適用されるかが問題となった。

本決定は、上記取消事由の有無を判断する前提として、仲裁手続には民訴法の適用及び準用はないことを確認した点、さらに、仲裁手続における「申立ての範囲」の判断にあたっては、民事訴訟手続のように民訴法ないし旧訴訟物理論を用いるべきではないとした上で、具体的な判断基準を示した点で意義を有する。

なお、本件仲裁判断には反対意見が付されていたことから、仲裁判断において反対意見を記載することが取消事由に該当するかも問題となっており、本決定は、反対意見を記載するかどうかは仲裁廷の裁量に委ねられているとして取消事由を認めなかった。

以下、本評釈では、民事訴訟手続との関係を中心に検討を行う。

二 民事訴訟法の規律と仲裁手続

仲裁は当事者自治による紛争解決制度であるから、手続準則についても第一次的には当事者の合意によって定めるのが妥当であると考えられるため¹⁾、仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は、当事者が合意により定めることができるのが原則である（仲裁法 26 条 1 項）。本件では、JCAA 規則に従う旨の仲裁合意がなされているため、本件仲裁手続には同規則が適用されることになる。また、仲裁法 10 条は民訴法の規定を準用しているが、同条はあくまで「裁判所が行う手続」のみを対象とする規定であり、民訴法が定める手続規定は、一般には、仲裁廷の仲裁手続には適用されない。むしろ、裁判所における訴訟手続につき定められた厳格な規定の遵守から解放される点に、仲裁手続の特徴が存する²⁾とされる。本決定は、このような仲裁法 26 条及び 10 条の規定を根拠に、仲裁廷による仲裁手続への民訴法の適用を否定した。

他方学説上は、仲裁手続も、仲裁判断の成立という一つの目的のために連鎖的になされる行為の総体という実質を有する点では訴訟手続と共通する性質を有することや、仲裁判断には確定判決と同一の効力が与えられている（仲裁法 45 条 1 項）こ

とから、旧法（旧民訴法第8編及び公示催告仲裁法）下では、民事の裁判手続一般に通ずる普遍的法則を表現していると考えられる限り、民訴法の規定を仲裁手続にも類推適用する余地があるとする見解³⁾も散見されたところである。現行仲裁法は、このような普遍的法則としての当事者の基本的手続権として、仲裁手続において当事者を平等に取り扱うこと、及び、事案について説明する十分な機会を当事者に付与することを規定している（仲裁25条）⁴⁾。

しかし、仲裁手続の準則は当事者の合意により定められるのが原則であり、仲裁法は民訴法とは異なる手続規律を採用するものであって、裁判所の関与は仲裁手続を支援するための後見的なもの（仲裁35条、44条以下等参照）にとどまる⁵⁾ことからすると、仲裁廷による仲裁手続について、明文のあるもの以外に民訴法の手続に関する規定を適用又は類推適用すべきではなく、この点についての本決定の判断は妥当なものといえよう。

三 仲裁判断が「申立ての範囲」を超えるか否か

本決定は、「申立ての範囲」を、当事者が解決を求める紛争の実態と当事者の主張とから合理的に把握できる「枠」と解しており、（具体的な法律構成を前提とした請求と捉えない点で）「申立ての範囲」を広く捉える立場である。

仲裁法は、申立人に対し、「申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点」を陳述することを求めているところ（仲裁31条1項）、これは、審理の対象や範囲、争点を明確にさせ、また、仲裁申立人の相手方の反論の準備を可能にさせることを趣旨とするものである⁶⁾。ここでの「申立ての趣旨」は、民事訴訟の請求の趣旨に対応するものである⁷⁾とされるが、仲裁手続においては、手続の開始にあたって請求の特定が厳格には要求されていない（仲裁29条1項参照）ことや、仲裁の持つ手続的特性である柔軟性に鑑み、「申立ての趣旨」による拘束は訴訟における処分権主義ほど厳格に解すべきではなく、当事者の仲裁申立ての範囲は、仲裁手続の経過や審理の実情をみて弾力的に把握するのが合理的であるとされる⁸⁾。また、本件で手続準則として適用されるJCAA規則は、「請求の趣旨」「紛争の概要」及び「請求を根拠づける理由」を仲裁申立書に記載することを要求している（JCAA規則〔2019年1月1日改正後の

もの、以下同じ。〕14条1項5～7号）。民訴法133条2項と同じく「請求の趣旨」の記載を要求していることから、この規定は、民事訴訟と同程度の請求の趣旨及び原因の記載を求めるものであり、その結果、請求の趣旨と請求を根拠づける理由により明らかになる具体的な法律構成までもが「申立ての範囲」に含まれ、仲裁廷はその法律構成に拘束されるという趣旨にも読める。しかしこの規定は、仲裁申立書の段階から紛争の全体像を明らかにすることで、早期に争点を把握し、審理計画を立てやすくする（JCAA規則43条、46条参照）ことを趣旨とするものであり⁹⁾、申立書に記載された、申立人による具体的な法律構成に、仲裁廷が厳格に拘束されることまで認めるものではないであろう。

仲裁法が、仲裁判断が「申立ての範囲」を超えてなされたことを取消事由としていることから、仲裁手続にも処分権主義が妥当するものと思われるが、上記のような、仲裁法及びJCAA規則の規律や、当事者が厳格な民事訴訟手続によらず仲裁手続を用いることを合意していることからすると、仲裁手続においては、仲裁法25条の平等取扱い・説明の機会の付与（主張立証の機会の付与）が保障されているといえる限り、申立拘束の対象となる「申立ての範囲」を緩やかに解することも認められるであろう。申立人が特定の紛争の解決を求め、その紛争の枠が、相手方に防御の機会を与えられている（仲裁45条1項4号）と評価できる程度に特定されているのであれば、仲裁廷がその紛争の枠内で合理的に推測し得る法律構成を採用したとしても、申立人にも相手方にも不意打ちとはならないと思われ、法律構成の観点での拘束を要求しない本決定の立場には賛成できる。

四 「申立ての範囲」と「確定判決と同一の効力」の関係

私設の裁判である仲裁判断に「確定判決と同一の効力」が認められる理由は、仲裁判断の法的効力を一切認めず、特定の給付を命じた仲裁判断に基づく民事執行も一切認めないというのでは、当事者の意思を尊重して、自律的な紛争解決方法としての仲裁を法が認めた意義が失われることになるため、仲裁判断に法的な効力及び民事執行を許すための基礎を認めることにある¹⁰⁾。もっとも、仲裁判断の「確定判決と同一の効力」には既判力

も含まれると解するのが一般的であり¹¹⁾、その客観的範囲については、「主文に包含するもの限り」(民訴114条1項)生じるのが原則であるとされている¹²⁾。

債務名義となり得る仲裁判断は、強制執行に親しむ特定の給付を命じた仲裁判断であることが原則として必要であり¹³⁾、したがって執行力について、仲裁判断上の給付請求権の内容は、旧訴訟物理論によって判断されるものではない。「申立ての範囲」の判断において旧訴訟物理論の解釈を用いることを否定する本決定の立場からは、仲裁判断の既判力の範囲についても、旧訴訟物理論により判断する解釈を排斥することにならう。すなわち、本決定の立場を前提とすれば、申立人が設定した経済的社会的紛争の「枠」についての判断(本件であれば、法律構成が複数あり得ても、申し立てられたのはそうした法律構成のいずれをも包含した「既払ロイヤルティの返還義務」という範囲)について、既判力を認めることになると思われる。

民事訴訟手続において既判力が認められる根拠は、当事者が、前訴において特定の権利関係に関して裁判資料提出の機会を与えられ、その結果として一定の判断が確定した以上、後訴においてもその判断の拘束力によって裁判資料提出の機会が制限されてもやむを得ないことに求められる¹⁴⁾ため、具体的な拘束力の範囲は、実際に当事者が訴えによって申し立てて、かつ裁判提出資料の機会を与えられた範囲に限られることになり、ここでは判例実務上、旧訴訟物理論が基準となる。他方で、仲裁判断については、その拘束力の根拠は、当事者による有効な仲裁合意が存在することが前提とされる点で民事訴訟手続とは異なるものの、当事者に主張立証の機会を与えられ、当事者がその機会を利用し得た結果、公平な立場から判断がなされたことにも求められる¹⁵⁾。このような仲裁判断の拘束力の根拠から仲裁判断の既判力の範囲を考えると、「申立ての範囲」について当事者が現実に主張立証の機会を与えられたと考えられる範囲で(つまり、仲裁判断が対象とする経済的社会的紛争の事実について、当事者がその紛争に関して主張立証をすることができたであろう法律構成を含む、権利関係の存否について)、既判力(再度の不可争性)が生じていると解することにならう。

●—注

- 1) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年)124頁。旧民訴法794条2項については、小島武司=高桑昭編『注解仲裁法』(青林書院、1988年)121頁[上田徹一郎]。
- 2) 中田淳一『特別訴訟手続 第一部(1)一督促手続・公示催告手続・仲裁手続一(新法学全集)』(日本評論社、1938年)140~141頁、小島武司『仲裁法(現代法律学全集59)』(青林書院、2000年)201頁。
- 3) 中田・前掲注2)141頁、斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(11)[第2版]』(第一法規出版、1996年)490頁[河野正憲]、小島・前掲注2)201頁。
- 4) 小島武司=猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014年)303~304頁参照。
- 5) 上田徹一郎『民事訴訟法[第7版]』(法学書院、2011年)6頁。
- 6) 近藤ほか・前掲注1)164~165頁。
- 7) 小島=猪股・前掲注4)337頁。
- 8) 小島・前掲注2)290頁、小島=高桑編・前掲注1)166頁[福永有利]、小島=猪股・前掲注4)337~338頁、408頁等。
- 9) 2019年改正前規則のコンメンタールである、道垣内正人ほか『コンメンタール商事仲裁規則』(日本商事仲裁協会、2014年)19~20頁(<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/docs/Kommentar2014.pdf>(2019年3月13日最終閲覧))参照。
- 10) 小島=猪股・前掲注4)537頁。
- 11) 中田・前掲注2)151頁、小島=高桑編・前掲注1)163頁[福永]、山本和彦=山田文『ADR仲裁法[第2版]』(日本評論社、2015年)360頁、小島=猪股・前掲注4)423頁。
- 12) 小島・前掲注2)、松浦馨=青山善充編『現代仲裁法の論点』(有斐閣、1998年)336頁[青山善充]、三木浩一=山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(ジュリ増刊)(有斐閣、2006年)369頁[三木浩一発言]、山本=山田・前掲注11)360頁等。
- 13) 小島=猪股・前掲注4)553頁、中野貞一郎=下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年)187頁。
- 14) 新堂幸司『新民事訴訟法[第5版]』(弘文堂、2011年)683頁、伊藤眞『民事訴訟法[第6版]』(有斐閣、2018年)535~534頁等。なお、vgl. *Henckel*, *Prozessrecht und materielles Recht*, 1970, S. 93 ff.
- 15) 斎藤ほか編・前掲注3)532頁[河野]、渡部美由紀「仲裁判断の既判力について」志林101巻2号(2004年)16頁、東京地判昭42・10・20判タ215号169頁。